

特別支援学校 自立活動

解答についての注意点

- 1 解答用紙は、マーク式解答用紙と記述式解答用紙の2種類があります。
- 2 大問 **1**～大問 **3** については、マーク式解答用紙に、大問 **4** については、記述式解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 4 大問 **1**～大問 **3** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 6 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

1 特別支援教育に関する法令や近年の動向について、次の(1)～(8)の問いに答えよ。

(1)「発達障害者支援法」(平成28年6月一部改正)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 次の文は、第二条の条文である。空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常 において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち のものをいう。

3 この法律において「」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

	ア	イ	ウ	エ
1	低年齢	社会的障壁	十八歳未満	発達支援
2	低年齢	個人内障壁	十八歳以下	心理的支援
3	高学年	個人内障壁	十八歳未満	心理的支援
4	高学年	社会的障壁	十八歳以下	発達支援
5	高学年	社会的障壁	十八歳未満	心理的支援

② 次の各文のうち、「第一章 総則」の記述の内容として正しいもののみをすべて挙げているものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 発達障がい者の支援は、個々の発達障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、切れ目をつけながら行われなければならない。

イ 発達障がい者の支援は、全ての発達障がい者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

ウ 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障がい児に対し、発達障がいの症状の発現後、経過観察の時間をとって、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障がい者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障がい者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

エ 国民は、個々の発達障がいの特性その他発達障がいに関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障がい者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

オ 国及び地方公共団体は、発達障がい児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、必ず発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行う。

- 1 アーオ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウーオ

(2) 次の表は、文部科学省による「主な発達障害の定義について」をまとめたものである。空欄ア～エにあてはまる障がい名として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

障がい名	定義
<input type="text" value="ア"/>	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
<input type="text" value="イ"/>	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
<input type="text" value="ウ"/>	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
<input type="text" value="エ"/>	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである <input type="text" value="イ"/> のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

	ア	イ	ウ	エ
1	学習障がい	自閉症	注意欠陥多動性障がい	アスペルガー症候群
2	自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	学習障がい
3	学習障がい	高機能自閉症	アスペルガー症候群	自閉症
4	高機能自閉症	自閉症	注意欠陥多動性障がい	アスペルガー症候群
5	学習障がい	自閉症	注意欠陥多動性障がい	高機能自閉症

(3) 次の文は、「障害者基本法」(平成23年一部改正)の第一条の条文である。空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、によつて分け隔てられることなく、相互にを尊重し合いながらする社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

	ア	イ	ウ
1	障害の有無	個人と他者	共生
2	障害の有無	人格と個性	共生
3	能力の有無	個人と他者	協働
4	能力の有無	人格と個性	共生
5	障害の有無	個人と他者	協働

(4) 次の各文のうち、「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)の『交流及び共同学習の展開』のポイントについて述べたものとして正しいもののみをすべて挙げているものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 学校、子どもたち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

イ 担任の判断の下、学校全体ではなく学級単位で取り組む。

ウ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

エ 障がいについて形式的に理解させる程度にとどめ、子どもたちが主体的に取り組む活動にする。

オ 活動後には、活動のねらいの達成状況、子どもたちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。

1 アーイーエ

2 イーウーオ

3 アーウーオ

4 アーイーウーエ

5 イーウーエーオ

(5) 次の文は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(平成30年7月6日公布)第一条の条文である。文中の空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との 及び 並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、 の措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の を図ることを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	均等な機会	待遇の確保	職業リハビリテーション	職業の安定
2	均等な機会	待遇の確保	職業カウンセリング	生活の安定
3	格差の是正	保障の確保	職業カウンセリング	職業の安定
4	格差の是正	待遇の確保	職業リハビリテーション	職業の安定
5	均等な機会	保障の確保	職業カウンセリング	生活の安定

(6) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 文中の空欄ア～エに当てはまる語句の正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

第1章5節の1の(3)

児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、 自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、 を要として各教科等の特質に応じて、 の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	社会的・職業的	作業学習	キャリア教育	職業教育
2	職業的・共生的	作業学習	就労教育	教育活動全体
3	社会的・職業的	特別活動	キャリア教育	職業教育
4	社会的・職業的	特別活動	キャリア教育	教育活動全体
5	職業的・共生的	特別活動	就労教育	職業教育

② 文中の空欄ア～エに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

第1章第2節の2の(4)

学校における自立活動の指導は、障害による の困難を し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や 等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

	ア	イ	ウ	エ
1	生活上または活動上	改善・克服	自立活動教諭	特性及び心身の発達の段階
2	生活上または活動上	改善・克服	教育活動全体	認知の発達の段階
3	生活上または活動上	緩和・改善	自立活動教諭	認知の発達の段階
4	学習上または生活上	緩和・改善	自立活動教諭	特性及び心身の発達の段階
5	学習上または生活上	改善・克服	教育活動全体	特性及び心身の発達の段階

(7)「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成30年3月）の自立活動の内容において、発達障がいや重複障がいを含めた障がいのある幼
児児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じた指導を一層充実するために新設された項目は
どれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- 2 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- 3 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- 4 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- 5 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- (8) 次の文は、「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」(2018(平成30)年度～2022年度大阪府)の基本方針の一部である。空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

基本的方向

- 「- 障がいのある子どもの- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
-

	ア	イ	ウ
1	ともに育ち、ともに生きる	自立と社会参加	公立学校
2	ともに育ち、ともに生きる	支援と社会自立	私立学校
3	ともに学び、ともに育つ	自立と社会参加	私立学校
4	ともに学び、ともに育つ	自立と社会参加	公立学校
5	ともに育ち、ともに生きる	支援と社会自立	公立学校

2 特別支援教育や障がいに関する次の(1)～(7)の問いに答えよ

(1) 次の文は、子どものアセスメントで使用される検査法について説明したものである。ア～オの検査法の名称を下記の1～5から一つずつ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は ウの解答番号は
エの解答番号は オの解答番号は

ア 情報を認知的に処理する認知処理過程を知能と考え、継次処理過程と同時処理過程に分けて測定する。前者は、情報を一つずつ時間的、系列的に処理する様式で情報の順序性の処理に最大の特徴があり、後者は、一度に複数の情報を統合して全体的なまとまりとして処理する様式で複数の情報間の関連性の処理が重要となる。検査結果を指導に結びつける目的で作成されている。

イ 検査項目は、①姿勢・運動領域、②認知・適応領域、③言語・社会領域の3領域に分類されており、それぞれについて発達年齢、発達指数を算出することができるようになっている。

ウ 学習の改善を促すための手がかりを得ることを目的として、そのつまずきの背景にあると想定される視知覚の問題を明らかにするために実施される検査である。「視覚と運動の協応」、「図形と素地」、「形の恒常性」、「空間における位置」、「空間関係」の5つの領域に対応した下位検査を所定の検査材料を用いて実施する。

エ この検査には、10の基本検査と5つの補助検査がある。10の基本検査は、4つの指標に分けられている。言語理解指標は「類似」「単語」「理解」の3つ、知覚推理指標は「積木模様」「絵の概念」「行列推理」の3つ、ワーキングメモリー指標は「数唱」「語音整列」の2つ、処理速度指標は「符号」「記号探し」の2つの下位検査でそれぞれ構成される。

オ 1枚に4つの選択絵が描かれており、15枚の図版がある。図版1の検査語セットが最もやさしく、図版15が最も難しくなるような配列となっている。

検査語いは89語用意されていて、適用年齢は3歳0か月から12歳3か月までである。

- 1 PVT-R 絵画語い発達検査
- 2 新版K式発達検査
- 3 KABC-II
- 4 WISC-IV
- 5 フロスティック視知覚発達検査

(2) 次のア～オの略称の組合せとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 国際生活機能分類
- イ 理学療法士
- ウ 作業療法士
- エ 言語聴覚士
- オ 拡大代替コミュニケーション

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	ICIDH	SSW	OT	ST	AAC
2	ICF	PT	OT	ST	AAC
3	ICIDH	PT	ST	OT	SSW
4	ICF	PT	OT	SSW	AAC
5	ICIDH	PT	OT	ST	AAC

(3) 我が国の特別支援教育に関する次のア～エの出来事を、起こった順に左から右へ並べた場合正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 養護学校就学義務化（及び訪問教育の本格実施）

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）完全施行

ウ 特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）

エ 障害者権利条約批准

1 ア → イ → ウ → エ

2 ア → ウ → エ → イ

3 ア → ウ → イ → エ

4 ウ → ア → エ → イ

5 ウ → エ → ア → イ

(4) 次の文は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月 中央教育審議会）の「第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策 3の（1）の④特別支援教育」に関する記述である。空欄ア～オにあてはまる語句を下記の1～5から一つずつ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は ウの解答番号は
エの解答番号は オの解答番号は

特別支援教育

特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。

障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、 の機会の拡大や体系的な の導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。

その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

- 1 職場体験活動
- 2 総合的
- 3 主体的
- 4 個別の教育支援計画
- 5 ソーシャルスキルトレーニング

(5) 次の表は、特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率の推移（国・公・私立計）を障がい種別の区分ごとに示したものである。表のア～エに該当する障がい種別として正しい組合せはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

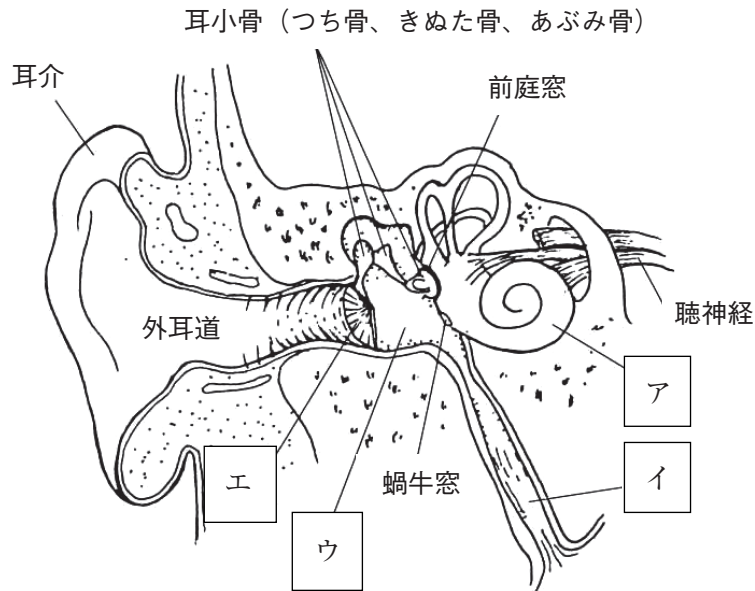
区 分	昭和 55 年	平成 7 年	平成 19 年	平成 29 年
ア	49.7%	37.0%	35.4%	43.2%
イ	24.5%	13.0%	7.7%	5.1%
ウ	57.9%	33.4%	25.8%	32.9%
エ	30.2%	18.3%	12.4%	11.6%

(文部科学省「特別支援教育資料（平成29年度）」により作成)

	ア	イ	ウ	エ
1	知的障がい	視覚障がい	肢体不自由	聴覚障がい
2	聴覚障がい	肢体不自由	知的障がい	視覚障がい
3	知的障がい	肢体不自由	聴覚障がい	視覚障がい
4	聴覚障がい	視覚障がい	知的障がい	肢体不自由
5	知的障がい	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由

(6) 聴覚器官は、感覚受容器の一つであり、身体から離れた外界の変化や情報を受け取る遠隔受容器である。次の聴覚器官ア～エに入る名称として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は



(文部科学省「教育支援資料(平成25年10月)」により作成)

	ア	イ	ウ	エ
1	蝸牛	耳管	中耳	鼓膜
2	耳管	蝸牛	卵形囊	半規管
3	蝸牛	半規管	鼓膜	耳管
4	半規管	蝸牛	中耳	鼓膜
5	卵形囊	半規管	鼓膜	蝸牛

(7) アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）の使用手順および留意点についての記述として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

「エピペン®」の使用手順

手順1 黒い先端を下に向けて「エピペン®」を片手でしっかりと握る。

手順2 もう片方の手で灰色の安全キャップを外す。

手順3 太ももの前外側に垂直になるように黒い先端を強く押し付ける。押し付けたまま数秒間待つ。

留意点 緊急の場合であっても衣服の上から注射しないように注意する。

(日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月)」により作成)

	手順1	手順2	手順3	留意点
1	×	○	×	○
2	○	×	○	×
3	×	○	○	○
4	○	×	×	○
5	○	○	○	×

3 「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）に述べられている障がいの状態等に応じた教育に関する次の（1）～（6）の問いに答えよ。

（1）視覚障がいのある子どもに対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 視覚障がいを伴う重複障がいのある子どもは、障がいの状態や発達段階に個人差が著しいので、教育課程を編成する場合は、生育歴や現在に至る専門機関での対応等をできる限り把握するとともに、現在の発達の様子や行動の状況などを的確に理解することが大切であることが示されている。
- 2 視覚に障がいがある乳幼児の場合、早期からの教育的支援を要する。したがって、自分で判断したり確かめたりすることができる遊具や用具、素材を工夫し、興味や関心をもって主体的に働き掛けていくことができる環境を用意することが大切であることが示されている。
- 3 点字を使用する子どもの指導においては、各教科を通じて点字の読み書き技能に習熟させるとともに、実物や模型などを数多く活用して正しい知識や概念の形成を図るように努めていることが示されている。
- 4 通常の文字をそのまま読むことが困難な弱視の子どもに対しては、拡大教科書を用いるとともに、文字などを拡大した教材を用意したり、弱視レンズや拡大読書器を使用したりして見やすい文字の大きさに学習できるように配慮されていることが示されている。
- 5 弱視特別支援学級の具体的な学習環境としては、教室の全体照明や直射日光を利用して、どの子どもに対しても教室の照度を上げなければならないことが示されている。

(2) 聴覚障がいのある子どもに対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 初期の段階では、音声や言葉の不足にかかわらず、乳幼児の実態に即して、言葉や視覚的な情報を含む様々な手段によって心の通い合いを図る必要がある。その上で、聴覚の活用や言葉の発達の状態に応じた言葉によるコミュニケーションによって、人間関係を拡充していくようにすることが示されている。
- 2 幼児の言葉は、一般には、聞こえることによってコミュニケーションが成立するものであるが、聴覚に障がいのある子どもの場合には、特別な手だてを講じて、聞こえの不足を補いながら言葉の発達を促す必要があることが示されている。
- 3 聴覚に障がいのある子どもにとって、聴力が著しく厳しい場合には、かなり高度の技術を用いた発音・発語指導が不可欠であるため、子どもの心理状態に沿わないことであっても、あらゆる場面を活用して、継続的な指導を進めなければならないことが示されている。
- 4 聴覚に障がいのある子どもに必要な特別の指導内容としては、「音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）及び多様なコミュニケーション手段に関すること」、「学習場面では、子どもの具体的な経験等に照らし合わせて、言語（語句、文、文章）の意味理解を促進し、思考へと発展させること」などが挙げられている。
- 5 指導の内容及び方法上の手だては、すべての聴覚に障がいのある子どもに一律に必要というものではなく、障がいの程度や発達の状態によって取捨したり、軽重を付けたりする必要があることが示されている。

(3) 知的障がいのある子どもに対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 知的障がいのある子どもの言語理解を促すために絵カードなどの視覚的な情報を補足するなど支援を工夫していくことで、子どもは、理解できる語彙を増やし、相手の話を聞き取ろうという姿勢や自ら話しかけようとする意欲の向上につながることも多いことが示されている。
- 2 学齢期においては、習得した知識が生活に結び付きにくいことや、場面や状況を理解した上で適切な判断や行動が難しい場合が多い。そのため生活に結びつく具体的、実地的な内容を指導内容に位置付け、個別の指導計画に基づく個に応じた指導を丁寧に行う必要があることが示されている。
- 3 知的障がいのある子どもとの交流及び共同学習を充実させるための配慮として、「言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりすることによって、子どもが活動内容を理解しやすくする」や「得意とする活動やふだんの授業で慣れている活動を行うようにして、活躍できる場を多くする」などが考えられることが示されている。
- 4 中学部・高等部における作業学習では、単に職業・家庭科の内容だけでなく、「子どもの実態に応じた段階的な指導ができるものであること」や「作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること」などの点を考慮することが重要であることが示されている。
- 5 日常生活の指導に当たっては、「毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること」や「できないことのみに着目して、適切な援助を行うとともに、段階的な指導を行うこと」などの点を考慮することが重要であることが示されている。

(4) 肢体不自由のある子どもに対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 障がいの状態等の把握として、身体機能面では、姿勢の保持・姿勢の変換・移動運動・手の操作の四つの観点から、一人で座位をとれるか、移動はどのようにして行うか（這う、伝い歩く、歩くなど）、玩具をどのようにして使いこなすか（持ち換え動作、つまみ動作、よく使う手は右か左かなど）等の姿勢や運動・動作の発達状況を見ることが示されている。
- 2 就学前の肢体不自由児が使用している補装具には様々なものがあり、障がいの重度な子どもについては、車いす、歩行器が使われていることが多いことが示されている。
- 3 中途障がいも含め肢体不自由のある子どもの場合、障がいを理解し、自己を確立し（自己理解、自己管理、自己肯定感等）、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高めるような指導内容を選択し、関連づけた指導を進めることが重要であることが示されている。
- 4 上肢・下肢又は体幹の運動・動作の障がいによる日常生活動作や行動上に困難や制限があるため、直接的な体験を積むのではなく、間接的な体験を積むための指導内容や指導方法を取り上げ、生活経験の拡大を図ることを意図的、系統的に計画する必要があることが示されている。
- 5 上肢の障がいのために、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合がある。そのためICTやATなど入力装置の開発や工夫を行い、補助用具の活用に関するような指導内容を取り上げ、主体的な学習活動ができるよう指導する必要があることが示されている。

(5) 病弱・身体虚弱のある子どもに対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 乳幼児期に手術等を受けている場合には、その治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けていることが多いため、学習の基礎となる体験が不足することがある。そのため、幼児期には、一対一での遊びや、集団での遊び、家族の中での生活などを経験させることが重要であることが示されている。
- 2 食物アレルギーの子どもの中には、食べてはいけない食物を、親や教員に分からないようにして食べて、その結果、アレルギー症状が出てしまうことがあるため、食物制限の管理は、周囲の大人が行い、子ども自身がしてはならないことが示されている。
- 3 病気によっては、退院後も引き続き通院や感染予防等が必要なことがあるため、退院後すぐに入院前にいた小中学校等に通学することが難しい場合がある。そのため、入院中だけでなく退院後も病気に対する十分な配慮が必要であり、そのような子どもが特別な教育的支援を必要とする場合には、各学校において、病弱教育の対象として対応することが求められていることが示されている。
- 4 病弱児の指導に当たり、病気のために移動範囲や活動量が制限されている場合は、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する配慮が考えられることが示されている。
- 5 病弱教育では、病気の自己管理能力を育成することは重要な指導事項の一つである。そのため、病弱児にとって必要な生活規制とは、他人からの規制ではなく「生活の自己管理」と考えて取り組むことが大切であることが示されている。

(6) 次の子どもの教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 自閉症のある子どもが学習をしやすくするために、例えば、見通しをもちやすくしたり、課題を分かりやすくしたりするために、活動の場を構造化したり、視覚的な情報を多く活用したりするなど、その特性に応じた配慮を行うことが示されている。
- 2 言語障がい、表面的に表れる障がいの程度とは異なり、子ども自身が感じている苦しみが予想以上に大きかったり、劣等感、欲求不満などの情緒面への影響が甚大であったりすることもある。こうしたことが、本人の自己肯定感や自己実現に影響を与えたりすることが少なくない。そのため、指導内容を考える際には、言語機能の障がいの改善・克服とともに、本人の心理的・情緒的な側面に対する支援も重要であることが示されている。
- 3 情緒障がい教育の場では、情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していくことなどができるようにするために、多様な状態に応じた指導が大切であり、基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意思の交換ができるようにすること、円滑な対人関係を築く方法を身に付けること、目標をもって学習に取り組めるようにすること、不登校等による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の子どもによって指導目標や指導内容、指導方法が異なることにも留意が必要であることが示されている。
- 4 学習障がいは、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすい。まずは、障がいの特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があることが示されている。
- 5 注意欠陥多動性障がいのある子どもに対する指導において、注意の困難に対して、余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫が行われている。また、集中が持続できるように、長い時間で活動することも考えられていることが示されている。

4 次の文を読んで、(1)～(4)の問いに答えよ。

A児は、知的障がいと^a肢体不自由を併せ有しており、B特別支援学校（知的障がい）小学部5年生の重複障がい学級に在籍している。A児は、知的障がいと水頭症による両上下肢機能障害があり、療育手帳（重度判定）、身体障害者手帳2級を取得している。水頭症によって脳内髄液がたまるのを防ぐシャント手術を行っており、^b左頭部にはシャントチューブが入っている。医療機関から、運動に関しては積極的に行い、筋力や運動機能の向上を促していくことが適当との助言があった。

各教科等を合わせた指導として日常生活の指導と生活単元学習、教科別の指導として体育と音楽、領域別の指導として^c自立活動を学習している。

（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所「平成25年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデル地域（スクールクラスター））報告書 成果報告書（Ⅱ）」により作成）

(1) 下線部 a に関して、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）のうち「Ⅳ肢体不自由（4）肢体不自由のある子どもに必要な指導内容」に示されている指導内容のポイントを3つ述べよ。

(2) 下線部 b に関して、シャント不全の際にあらわれる症状を、次の語群より全て選べ。

【語群】

咳 嘔吐 下痢 発熱 くしゃみ 鼻水 頭痛

- (3) 下線部 c に関して、次の文は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月告示）第7章「自立活動」第3「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に記された、個別の指導計画の作成についての記述である。空欄ア・イに入る語句を答えよ。

児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や を見通しながら、 な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

- (4) 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）の第7章「自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」4「指導方法の創意工夫」に示されている自立活動の効果を高める方法について、適切な内容を2つ答えよ。

